

バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会の開催について

- 現在、バリアフリー法に基づく基本方針(告示)における第3次整備目標(令和3年度～令和7年度)のもと、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を推進しているところ。同整備目標の中間年を迎えており、今年度より、目標の達成状況やこれまで有識者や当事者から頂いたご意見等を踏まえつつ、令和8年度を開始年度とする第4次整備目標の策定に向けた検討を行っていくことが必要な状況。
- また、令和2年のバリアフリー法改正時の検討条項において、法施行後5年を経過した場合において施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされているところ。
- これら2つの事項についての検討の場については、これまでの整備目標時と同様、「移動等円滑化評価会議」とは別の会議体として「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」を開催し、数回の開催・議論を経て、令和7年度夏頃を目処※に最終報告書をとりまとめた後、基本方針(告示)を改正することを想定。
- 本検討会(第12回)において、社会経済情勢の変化や前回の法改正・整備目標策定以降の状況について報告するとともに、現状の課題やこれまで当事者等より頂いたご意見を踏まえつつ、検討課題や具体の検討の進め方についてご意見を伺う。

<参考：あり方検討会の開催スケジュール(想定)>

令和6年5月30日：第12回
(キックオフ、論点提示)

令和6年10月：第13回
(各項目への検討の方向性議論)

令和7年3月：第14回
(中間とりまとめ案の提示)

令和7年5月：第15回
(最終とりまとめ案の提示)

※ 議論の進捗状況や社会情勢の変化に伴い、スケジュールは前後する可能性あり。

(参考) 移動等円滑化の促進に関する基本方針

(令和2年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第1号)

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項	<ol style="list-style-type: none">1 移動等円滑化の意義2 移動等円滑化の目標
二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項	<ol style="list-style-type: none">1 施設及び車両等の整備2 適切な役務の提供3 利用者支援4 適切な情報の提供5 職員等関係者に対する適切な教育訓練6 高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進
三 移動等円滑化促進方針の指針となるべき事項	<ol style="list-style-type: none">1 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義2 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項3 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項4 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する基本的な事項5 1 から4までに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
四 基本構想の指針となるべき事項	<ol style="list-style-type: none">1 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項2 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項3 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項4 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項5 4に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
五 移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項	<ol style="list-style-type: none">1 「心のバリアフリー」の定義及び取組に当たっての留意事項2 移動等円滑化に資する「心のバリアフリー」の取組の推進に当たっての関係者の基本的な役割
六 移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項	
七 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項	<ol style="list-style-type: none">1 国の責務及び講ずべき措置2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置3 施設設置管理者以外の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置又は管理する者の責務